

## 太良町地域包括支援センター運営規程

### (事業の目的)

第1条 太良町が開設する太良町地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。また、利用者は指定介護予防支援事業所に対し、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができるとの説明も行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

### (センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 太良町地域包括支援センター
- (2) 所在地 藤津郡太良町大字多良1番地17

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

- (2) 担当職員

保健師 1名 (常勤)

主任介護支援専門員 1名 (非常勤)

社会福祉士 1名 (常勤)

看護師 1名 (非常勤)

その他必要に応じ、上記に準ずる資格を有する者を置くことができる。

担当職員は、指定介護予防支援等の提供に当たる。

- (3) その他常勤職員等を必要な人数置くことができる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、緊急等の場合は、営業日・営業時間外にも連絡が可能な体制とする。

### (指定介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援等の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援等を提供了場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額及び杵藤地区介護予防ケアマネジメント事業実施要綱上の額とする。

(1) 提供方法 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)及び介護保険法第115条の45第1号ニに規定するサービス(介護予防ケアマネジメント)に従って実施する。

(2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は自宅等とする。

(3) 介護予防サービス計画作成に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接し解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)を行う。

(4) アセスメントの結果を踏まえ利用者が目標とする生活を達成するための具体的な支援内容等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成する。

(5) 担当職員は、新規に介護予防サービス計画を作成したときは、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、指定介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集し、サービス担当者会議を開催する。

ア 開催場所は第3条に規定するセンター内、サービス事業所内又は自宅等とする。

イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(6) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について保険給付の対象となるかどうかを区分の上、原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。

(7) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、その計画を利用者及び担当者に交付する。

(8) 担当職員による居宅訪問頻度等

ア 提供開始月

イ 提供開始月の翌月から起算して3月に1回

ウ サービスの評価期間が終了する月

エ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。

オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

(9) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、サービスの提供状況や利用者の状況等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。また、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報提供を受けたとき、その他必要と認められるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち、必要と認められるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師

又は薬剤師に提供するものとする。

- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況について評価を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、太良町内とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに関係市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第9条 センターは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) センターにおける虐待の防止の為の対策を検討する委員会（テレビ装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知の徹底を図ること。
- (2) センターにおける虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) センターにおいて、担当者職員に対し虐待防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(苦情対応)

第10条 センターの運営に関する利用者からの苦情に対し、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置及び担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他の必要な措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 センターは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 センターで得た利用者又は家族の個人情報については、各事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、当該個人情報の外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは、センター職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修等を定期的に実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
  - (2) 継続研修 年1回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 センターは指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援等の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は太良町、杵藤広域町村圏組合介護保険事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。